

阿賀野市告示第 8 3 号

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和 3 年阿賀野市告示第 9 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 2 月 2 7 日」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号中「令和 5 年分（4 月から 6 月に申請する場合にあっては、令和 4 年分）」を「令和 6 年分（4 月から 6 月に申請する場合にあっては、令和 5 年分）」に改める。

第 4 条第 1 項中「令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 2 7 日」に改め、同項ただし書中「又は生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に定める住宅扶助を受給している場合」及び「又は住宅扶助の額」を削り、同条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号中「実施（発注契約）」を「リフォーム」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 婚姻日前に賃借した場合は、婚姻日から起算して 1 年以内に賃借したものとする。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

（7） 婚姻日前に引越した場合は、婚姻日から起算して 1 年以内に引越したものとする。

第 2 号様式中

「

		本補助金の申請において、国の他の住宅に係る補助を受けていません。
		申請内容に虚偽又は不正があった場合、速やかに本補助金を返還します。
		※該当者のみチェック：賃借費について補助金の申請を行う場合 居住した住宅の貸主が、夫婦それぞれの 3 親等以内の親族ではありません。
		※その他誓約について指示を受けた場合記入

」

を

